

## 成年後見制度と障害者権利条約

### 1. 障害者権利条約に定める「支援付き意思決定制度」

自閉症をはじめとする発達障害や知的障害などのために判断能力が不十分な障害者については、これまで長い間、「法的能力を欠く」とされてきました。しかし、国連障害者権利条約（以下「条約」といいます。）12条は、歴史上初めて、判断能力の不十分な障害者も「他の者と平等に常に法的能力をもつ」と定めました。そして、その障害者が法的能力を行使するための支援（意思決定支援）を、国に求めています。

国連障害者権利委員会一般意見書1号（以下「意見書」といいます）は、条約12条に基づいて、「代行意思決定制度」を次のように定義して、これを「支援付き意思決定制度」に転換するよう求めています（27節）。

#### 代行意思決定制度の定義

- (1) 本人の法的能力を排除すること。
- (2) 本人の意思に反して支援者を任命すること。
- (3) 本人の意思と選好（好み）ではなく、客観的な最善の利益に基づくこと。

また、「支援付き意思決定制度」には次の条件が必要と述べています（29節）。

#### 支援付き意思決定制度の条件

- (1) 本人の法的能力を排除しないこと。
- (2) 本人の意思と選好に基づき支援すること。
- (3) 必要に応じた意思決定支援をすること。
- (4) 本人が支援者を拒否できること。
- (5) 支援者の行動に対して、第三者が異議申し立てできること。
- (6) 条約12条4項の保障（①利益相反の回避・不当な影響の排除、②本人の変動する状況への適合、③短期間の適用、④定期的審査）を適用すること。

ここで、「法的能力」には、「権利能力」（権利保有者になる能力）と、「行為能力」（法律の下での行為者になる能力）の両方が含まれるとしています。

また、「本人が同意すること」ではなく「本人が拒否できること」としているのは、「同意」の意思表示の困難な障害者でも、意思決定支援を受けられるようにするためと考えられます。

### 2. 意思決定支援と法定代理

「支援付き意思決定制度」における支援を「意思決定支援」といいます。その「意思決定支援」には、「判断能力を高める支援」と「判断の能力を補う支援」があると考えられます。

ある法律行為について、判断能力の不十分な障害者が、わかりやすい説明や情報提供などの「判断能力を高める支援」を受けて、自分で判断（意思決定）できるようになる場合があります（この支援を「意思形成支援」や「エンパワメント支援」ということもあります）。

この「判断能力を高める支援」については、財産管理をともなう場合には「法定代理制度」が必要ですが、福祉サービス利用などのときは、障害福祉相談支援や日常生活自立支援事業などによっても実施可能と考えられます。

しかし「判断能力を高める支援」を受けても、なお単独では判断(意思決定)できない場合があります。この場合に、本人の意思や選考を基にして、その法律行為に必要な判断能力を「補う支援」が必要になります(この支援を「意思補充支援」や「意思実現支援」ということもあります)。

この「判断能力を補う支援」のためには、国が責任をもつ「法定代理」が不可欠です。条約も意見書も、上記の「支援付き意思決定制度の条件」を満たす「法定代理」制度は、否定していません。

### 3. 成年後見制度との関係

我が国の成年後見制度のうち、補助類型は、審判の開始も、「代理権」・「取消権・同意権」の設定やその対象範囲も、「本人(被補助人)による同意」を前提としているので、基本的には権利条約に抵触しないと考えられます。しかし成年後見類型と保佐類型については、次の点で、条約と意見書が求める「支援付き意思決定制度」に抵触する疑いがあります。

#### (1) 成年後見類型における「包括的代理権」の問題

成年後見人は、本人(被後見人)への「包括的代理権」を有します。本人(被後見人)も行為能力をもち、法律行為が可能ですが、後見人が代理権を行使した後には、その法律行為を本人が行うことができないため、結果として本人の行為能力を制約するという見解もあります。

成年後見類型は「事理弁識能力を欠く常況にある者」を対象としています。これは「意思能力を有するときもある」ことを前提としています。つまり、本人に「意思能力がある」ときにも後見人は代理権を行使でき、これは「障害者も他の者と平等に法的能力をもつ」という条約12条に抵触している疑いがあります。

#### (2) 成年後見類型・保佐類型における「取消権・同意権」の問題

成年後見人には、本人(被後見人)の日常生活に関する行為以外の法律行為への「取消権」が与えられ、また保佐人には、本人(被保佐人)の重要な契約行為及びその他の行為への「同意権・取消権」が与えられます。このとき、本人にも行為能力があつて法律行為ができるし、成年後見人・保佐人による取消を受けない限り、その行為は有効です(この点では、本人を法的「無能力」と規定する諸国よりも柔軟です)。しかし、成年後見人・保佐人による取消が行われれば、本人の行為能力が制限されるため、条約に抵触する疑いがあります。

### 4. 成年後見制度利用促進法における条約との整合の検討

成年後見制度利用促進法案は、基本方針として、保佐・補助類型の利用促進、欠格条項

の見直し、医療などの同意、本人死亡後の事務、任意後見制度の活用、地域支援体制や関係機関体制の強化などの検討を定めています。これらの、いわば成年後見制度「運用問題」の検討は早急に必要です。

一方、成年後見制度の成年後見類型と保佐類型には、上記のように、条約に抵触すると疑われる問題点があります。この点については、現在さまざまな解決案が提案されていますが、なお時間をかけた検討が必要であり、同法案がめざす3年以内の解決は困難かもしれません。

しかし、同法案の「基本原則」に「成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際動向を踏まえる」と定めているとおり、同法の施行に当たっては、条約との整合を図るために必要な改革についても十分に検討し、解決の道筋をつけることが必要です。

2016 年 4 月 3 日

一般社団法人 日本自閉症協会 成年後見制度委員会

〒104-0044 東京都中央区明石町 6-22-6F

電話 03-3545-3380 FAX 03-3545-3381 Eメール [asj@autism.or.jp](mailto:asj@autism.or.jp)

ホームページ <http://www.autism.or.jp/>

担当 常任理事 柴田洋弥・辻川圭乃